

平成 21 年度事業評価書（事後）要旨

平成21年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：健康局

事業名	がん診療連携拠点病院機能強化事業（がん医療水準の均てん化促進事業）
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 11-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死者者の減少を図ること</p> <p>個別目標 5 がん医療を中心としつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること</p>
事業の概要	<p>がん医療水準の均てん化（全国どこでもがんの標準的な専門医療を受けられるよう、医療技術等の格差の是正を図ること）を推進するため、がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院を含む。以下同じ。）の整備を促進するとともに、国立がんセンター及びがん診療連携拠点病院において以下の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①がん専門医療従事者研修事業 ②がん診療連携拠点病院ネットワーク事業 ③院内がん登録促進事業 ④がん相談支援事業 ⑤地域のがん診療連携事業 <p>補助先：都道府県 補助率：1／2</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(有効性の評価) 平成20年におけるがん診療連携拠点病院数は351となり、二次医療圏数(358)に対する整備率は98%に達した。当該拠点病院において、がんの専門医療従事者の育成や、がん診療連携拠点病院ネットワークを構築したことは、がん医療の均てん化に有効であった。また、標準登録様式による院内がん登録を促進することは、がんに関する疫学的研究・がん検診の評価、がん医療の評価のために有効であった。</p> <p>(2)効率性の評価</p> <p>●手段の適正性 平成20年において全国の98%の2次医療圏に整備されたがん診療連携拠点病院において、不足しているがん専門医療従事者への研修や、かかりつけ医等を含めたがん診療ネットワークの構築等を行うことにより、効率的・効果的にがん医療水準の均てん化を図ることが可能となったところであり、手段は適正であると認められる。</p> <p>●費用と効果の関係に関する評価 本事業を実施することにより、がん診療連携拠点病院の効率的・効果的な整備が可能となり、がん医療の連携体制が整えられたことから、重複診療や治療中断等の減少や、医療リソースの効率的使用が促進され、ひいては医療費の適正化につながったと考えられる。</p> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 また、がん対策推進基本計画（平成19年6月閣議決定）の進捗状況を踏まえた評価を行い、必要に応じて同計画の見直し等を行うこととしている。</p> <p style="text-align: center;">(概算要求額:5,263百万円)</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標

(達成水準／達成時期)

※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)

	H16	H17	H18	H19	H20
1 がん診療連携拠点病院の整備（二次医療圏に1カ所）／平成22年度					
・がん診療連携拠点病院数	46 362 【12.7%】	135 355 【38.0%】	179 351 【51.0%】	286 358 【79.9%】	351 358 【98.0%】

(調査名・資料出所、備考)

がん診療連携拠点病院数は、がん対策推進室調べ

施政方針演説等

年月日

記載事項(抜粋)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

がん対策推進基本計画

平成19年6月15日

医療機関の整備等

(現状)

がん医療においては、拠点病院が、地域におけるがん医療の連携の拠点となり、自ら専門的な医療を行うとともに、連携体制の構築や医療従事者への研修を行うこととなっている。また、地域のがん患者等に対する情報提供や相談支援を実施することとなっている。平成18（2006）年度の医療制度改革においても、医療機能の分化・連携を推進し、地域において切れ目がない医療の提供を実現することが打ち出されており、特に、がんをはじめとして法令で定められた4疾病及び5事業等について、連携体制の早急な構築が求められている。

このため、がん等に係る地域ごとの医療連携体制について都道府県は、平成20（2008）年度からの新たな医療計画に記載し、連携を推進することとされている。

(取り組むべき施策)

標準的治療や先進的な医療の提供、術後の経過観察、在宅医療の実施、クリティカルパスの作成及び集学的な臨床研究の実施などを通じて、医療機能の分化・連携を推進していく。がん診療を行っている医療機関には、地域連携クリティカルパスの活用等により、医療機関の連携体制を構築し、切れ目ない医療の提供を実現することが望まれる。その際には、診療に関する学識経験者の団体など関係団体等と協力していくことが望まれる。

患者自らが適切な治療法等を選択できるようにするために、担当医に遠慮せず、他の専門性を有する医師や医療機関において、治療法の選択等に関して主治医以外の医師による助言（セカンドオピニオン）を受けられる体制を整備していく。

地域における連携体制の状況や各医療機関の専門分野等を情報提供することにより、がん患者の不安や悩みを解消していく。

拠点病院については、そのがん医療水準を向上させるため、専門分野の異なるがん診療を行なう医師が定期的にカンファレンスを開催し、提供しているがん医療の評価を行う体制を整備していく。

拠点病院については、「がん患者の視点も加えた評価の仕組みの導入」や「放射線治療が実施できること」を指定要件とするなど、更なる機能強化に向けた検討を進めていく。なお、実施している手術件数等が少ない拠点病院が存在するという現状を踏まえ、拠点病院の役割を整理し、その見直しを引き続き行っていく。

拠点病院については、活動状況を適宜把握し、必要に応じて指導を行う。なお、指導により改善できない場合や都道府県内に拠点病院としてより適切な医療機関がある場合は、その指定について取り消しを含めた検討を行う。

拠点病院を中心として、緩和ケア病棟、緩和ケア外来、緩和ケアチーム、在宅療養支援診療所等が連携すること等により、地域ごとの連携強化を図っていく。

また、がんの種類等によっては、がん患者がその居住する県では必要とする治療を受けられない場合もあることから、県を超えた医療機関の連携を図ることについて検討する。

国立がんセンターは、我が国のがん対策の中核的機関であり、拠点病院への技術支援や情報発信を行うなど、我が国全体のがん医療の向上を牽引していく。

また、拠点病院は、地域のがん診療を行なっている医療機関に対する診療支援や、地域のがん診療に携わる医療従事者に対する研修等を通じて、地域全体のがん医療水準の向上に努めていく。

医療機関の連携の下、適切な診断が行われるようにするために、遠隔病理診断支援等による医療機関の連携を推進していく。

医師は、より専門的な診療が求められるがん患者が受診した場合には、必要に応じ、医療機関を紹介するなど、がん患者が適切ながん医療を受けられるように、日頃より注意を払うことが望まれる。

(個別目標)

原則として全国すべての2次医療圏において、3年以内に、概ね1箇所程度拠点病院を整備するとともに、すべての拠点病院において、5年以内に、5大がん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん）に関する地域連携クリティカルパスを整備することを目指とする。

平成21年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：医政局指導課

事業名	医療施設の耐震化を促進するための補助事業				
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標 1－1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を構築すること</p>				
事業の概要	医療機関における耐震化に要する費用を補助することにより、医療施設の耐震化を促進し、患者及び地域住民の安全・安心を確保する。				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 有効性の評価</p> <table border="1"> <tr> <td>有効性の評価</td> <td>アウトカム指標1及び2の災害拠点病院及び病院全体の耐震化率がともに上昇していることから、耐震診断及び耐震整備に対する補助事業により、医療施設の耐震化が着実に進展しているものと評価できる。</td> </tr> </table> <p>(2) 効率性の評価</p> <table border="1"> <tr> <td>効率性の評価</td> <td>耐震性を評価するために実施する耐震診断に対する補助事業と、耐震診断の結果耐震性が認められなかった建物の耐震整備に対する補助事業を行うことにより、耐震整備が真に必要な医療施設の耐震化が効率的に進むものと考えられる。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 医療施設の耐震化は着実に進展しているものの、未だすべての医療施設の耐震化が完了しているわけではなく、医療施設の耐震化を促進するため、平成22年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。</p> <p>(概算要求額：医療施設耐震化促進事業 63百万円) (概算要求額：医療提供体制施設整備交付金(耐震化整備は交付金の内数) 10,893百万円)</p>	有効性の評価	アウトカム指標1及び2の災害拠点病院及び病院全体の耐震化率がともに上昇していることから、耐震診断及び耐震整備に対する補助事業により、医療施設の耐震化が着実に進展しているものと評価できる。	効率性の評価	耐震性を評価するために実施する耐震診断に対する補助事業と、耐震診断の結果耐震性が認められなかった建物の耐震整備に対する補助事業を行うことにより、耐震整備が真に必要な医療施設の耐震化が効率的に進むものと考えられる。
有効性の評価	アウトカム指標1及び2の災害拠点病院及び病院全体の耐震化率がともに上昇していることから、耐震診断及び耐震整備に対する補助事業により、医療施設の耐震化が着実に進展しているものと評価できる。				
効率性の評価	耐震性を評価するために実施する耐震診断に対する補助事業と、耐震診断の結果耐震性が認められなかった建物の耐震整備に対する補助事業を行うことにより、耐震整備が真に必要な医療施設の耐震化が効率的に進むものと考えられる。				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準／達成時期)		H16	H17	H18	H19	H20
※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)						
1 災害拠点病院の耐震化率 (すべてが新耐震基準の病院の割合) (平成17年以上/平成20年)	- [-%]	43.3% [-%]	- [-%]	- [-%]	- [-%]	58.6% [135.3%]
2 全病院の耐震化率(すべてが新耐震基準の病院の割合) (平成17年以上/平成20年)	- [-%]	36.4% [-%]	- [-%]	- [-%]	- [-%]	50.8% [139.6%]
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2について、平成17年の数値は四病院団体協議会・厚生労働科学研究班調査により、平成20年の数値は厚生労働省調査による。						
アウトプット指標 (達成水準／達成時期)		H16	H17	H18	H19	H20
※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)						
1 医療施設耐震化促進事業の交付件数(前年度以上／毎年度)	- [-%]	- [-%]	6 [-%]	8 [133%]	7 [87.5%]	
2 医療提供体制施設整備交付金(耐震化整備に係るものに限る)の交付件数(前年度以上／毎年度)	- [-%]	- [-%]	4 [-%]	12 [300%]	6 [50%]	
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2については、厚生労働省医政局指導課調べによる。						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン」」 (平成20年度中央防災会議決定)		「平成22年度までに、速やかに耐震診断を実施し、耐震性を有することが確認されていない建物の耐震化を推進する。特に災害時の医療拠点となる災害拠点病院及び救命救急センターについて全ての建物及び一部の建物が耐震化されていない施設のうち約5割程度の施設について耐震補強等を図る。(平成17年43% : 全ての建物が耐震化されている施設) (厚生労働省)

平成21年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：医政局医事課

事業名	女性医師支援センター事業（医師再就業支援事業）
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること</p> <p>施策目標 2－1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること</p>
事業の概要	女性医師バンクにおいて、再就業を希望する女性医師の就職相談及び就業斡旋等を行うことにより、女性医師の再就業を支援する。また、再就業における講習会等を開催し、女性医師の離職防止及び再就業支援を図る。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 有効性の評価</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>有効性の評価</p> <p>女性医師の確保を図るために、離職防止の観点から、離職した女性医師の再就業を促す施策が実施され、女性医師の確保が推進されていることから施策目標の達成に向けて有効性が高いものと評価できる。</p> </div> <p>(2) 効率性の評価</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>効率性の評価</p> <p>女性医師の確保を図るため、必要な養成機関を経て養成するよりも、既に免許を有しているが就業していない女性医師の復職及び再就業の支援を行うことは、施策目標の達成に関して効率的な取組であると評価できる。</p> </div> <p>(政策等への反映の方向性) 今後の医療需要に見合った医療従事者を確保するための施策が着実に実施されており、引き続き女性医師等の離職防止、復職支援を進めていきたい。そのため、評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 （概算要求額：195百万円）</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準／達成時期)					
※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 就業女性医師数 (前回調査時以上／調査時)	42,040	—	45,222 【107.6%】	—	集計中
(調査名・資料出所、備考)					
指標1については、「医師、歯科医師、薬剤師調査」(大臣官房統計情報部調べ)による。平成20年度の数値については、現在集計中であり、平成21年12月頃公表予定である。なお、「医師、歯科医師、薬剤師調査」は隔年度の実施のため、平成17年度及び平成19年度の数値については記載していない。					
アウトプット指標 (達成水準／達成時期)					
※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 女性医師バンクセンター再就業支援件数 (前年度以上／毎年度)	—	—	84 【346,4%】	291 【105,8%】	308
(調査名・資料出所、備考)					
指標1は、女性医師バンクにおいて、求職者として登録し、コーディネーターによる就業相談を受けた女性医師の数であり、医政局医事課調べによる。					

関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第170回国会 麻生内閣総理大臣所信表明演説	平成20年9月	「救急医療のたらい回し、産科や小児科の医師不足（中略）。いつ自分を襲うやもしれぬ問題であります。日々不安を感じながら暮らさなくてはならないとすれば、こんな憂鬱なことはありません。わたしは、これら不安を我が事として、一日も早く解消するよう努めます。」
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	「産科・小児科をはじめとする医師不足の解消や病院勤務医の就労環境の改善のため、女性医師の就労支援（中略）等を進める」

平成21年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：医政局看護課

事業名	潜在助産師復職研修事業（産科診療所における助産師確保のためのモデル事業）
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること</p> <p>施策目標 2－1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること</p>
事業の概要	助産師の産科診療所への就業を促すための啓発普及事業を実施するとともに、潜在助産師等を対象に産科の専門的病院で最新の助産に関する知識や技術等に係る臨床実務研修等を行い、臨床実践能力の高い助産師を育成し、産科診療所への助産師の就業の促進を図る。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 有効性の評価</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>有効性の評価</p> <p>平成18年度から平成20年度までの実務研修受講者のうち、約39.0%の潜在助産師が産科診療所等への就業につながり、その他の者についても、技術のレベルアップ等が図られたことで就労意欲が向上したとの事業報告があり、モデル事業として一定の成果があったものと考える。</p> </div> <p>(2) 効率性の評価</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>効率性の評価</p> <p>必要な養成機関を経て養成するよりも、すでに免許を有しているが就業していない助産師に対して復職研修及び再就業支援を行うことは、助産師の育成・強化に向けて効率的な取組であると評価できる。</p> </div> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。 (概算要求額:3百万円)</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準／達成時期)					
※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 就業助産師数 (前年度以上／毎年度)	26,040	27,047	27,352	27,927	集計中 【103.9%】 【105.0%】 【107.2%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1については、医政局看護課調べによる。平成20年度の数値については、現在集計中であり、平成22年2月頃に公表予定である。					
アウトプット指標 (達成水準／達成時期)					
※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 事業の実施都道府県数 (前年度以上／毎年度)	—	—	2	6 【300%】	5 【83%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、医政局看護課調べによる。					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	安心と希望の医療確保ビジョン	平成20年6月18日	「助産業務に従事する助産師の数を増やすとともに、資質向上策の充実を図る。」

平成21年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：医政局看護課

事業名	看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること</p> <p>施策目標 2-1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること</p>
事業の概要	<p>都道府県ナースセンターが実施している看護力再開発講習会等と連携を図り、教育研修が充実している病院で潜在看護師等に対して臨床実務研修を行うことや、病院から看護職員の確保が困難な医療機関に、指導看護師と研修看護師を派遣し、臨床実務研修を実施することにより、看護師確保が困難な地域・医療機関にいる看護職員の確保を図るものである。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 有効性の評価</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>有効性の評価</p> <p>平成18年度から平成20年度までの実務研修受講者のうち、約43.3%の潜在看護師が医療機関等への就業につながり、その他の者についても、技術のレベルアップ等が図られたことで就労意欲が向上したとの事業報告があり、モデル事業として一定の成果があつたものと考える。</p> </div> <p>(2) 効率性の評価</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>効率性の評価</p> <p>必要な養成期間を経て養成するよりも、すでに免許を有しているが就業していない看護師に対して復職研修及び再就業支援を行なうことは、看護師の育成・強化を効率的な取組であると評価できる。</p> </div> <p>(政策等への反映の方向性) 政策結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:78百万円)</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準／達成時期)					
※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 就業看護職員数 (前年度以上／毎年度)	797,233	822,913 【103.2%】	848,185 【103.1%】	882,819 【104.1%】	集計中
(調査名・資料出所、備考) ・指標1については、医政局看護課調べによる。平成20年度の数値については、現在集計中であり、平成22年2月頃に公表予定である。					
アウトプット指標 (達成水準／達成時期)					
※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 事業の実施都道府県数 (前年度以上／毎年度)	—	—	3	6 【200%】	6 【100%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、医政局看護課調べによる。					

関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第170回国会 麻生内閣総理大臣所信表明演説	平成20年9月	「救急医療のたらい回し、産科や小児科の医師不足（中略）。いつ自分を襲うやもしれぬ問題であります。日々不安を感じながら暮らさなくてはならないとすれば、こんな憂鬱なことはありません。わたしは、これら不安を我が事として、一日も早く解消するよう努めます。」
	経済財政改革の基本方針2009	平成21年6月23日	「看護師の専門性を高めるとともに、医師と看護師等との役割分担が可能な行為を一層明示・普及し、業務範囲の拡大と責任の所在を明確にしつつ、チーム医療・役割分担を積極的に推進する」

平成21年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：医政局看護課

事業名	がん医療水準均てん化の推進に向けた看護職員資質向上対策
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること</p> <p>施策目標 2－1 医療従事者の資質の向上を図ること</p>
事業の概要	がんの医療水準の均てん化に向け、がん医療を中心的に担っている医療機関において専門的な臨床実務研修を行うことにより、質の高いがんの専門的な看護師の育成・強化を推進するものである。
【評価結果の概要】 (1) 有効性の評価	<p>有効性の評価 平成19年度末現在で、約440人の看護師に対する研修が実施され、質の高いがんの専門的な看護師の育成・強化が図られ、がん診療機能を有する医療機関の診療レベルの向上・維持に寄与していると考えられる。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>(2) 効率性の評価</p> <p>効率性の評価 必要な養成機関を経て養成するよりも、がんの診療機能を有している医療機関に勤務する看護師を対象に、がん医療を中心的に担っている医療機関において専門的な臨床実務研修を行うことは、質の高いがんの専門的な看護師の育成・強化を効率的に行うことができることから評価できる。</p> <p>(政策等への反映の方向性) 政策結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:138百万円)</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準／達成時期)					
※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 就業看護職員数 (前年度以上／毎年度)	797,233	822,913 【103.2%】	848,185 【103.1%】	882,819 【104.1%】	集計中
(調査名・資料出所、備考) ・指標1については、医政局看護課調べによる。平成20年度の数値については、現在集計中であり、平成22年2月頃に公表予定である。					
アウトプット指標 (達成水準／達成時期)					
※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 事業の実施都道府県数 (前年度以上／毎年度)	—	—	9	24 【267%】	30 【125%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、医政局看護課調べによる。					

関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第170回国会 麻生内閣総理大臣所信表明演説	平成20年9月	「救急医療のたらい回し、産科や小児科の医師不足（中略）。いつ自分を襲うやもしれぬ問題であります。日々不安を感じながら暮らさなくてはならないとすれば、こんな憂鬱なことはありません。わたしは、これら不安を我が事として、一日も早く解消するよう努めます。」
	経済財政改革の基本方針2009	平成21年6月23日	「看護師の専門性を高めるとともに、医師と看護師等との役割分担が可能な行為を一層明示・普及し、業務範囲の拡大と責任の所在を明確にしつつ、チーム医療・役割分担を積極的に推進する」

平成21年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：医政局歯科保健課

事業名	臨床研修費等補助金
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること</p> <p>施策目標 2－2 医療従事者の資質の向上を図ること</p>
事業の概要	<p>医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）による改正後の歯科医師法の施行（「歯科医師臨床研修の必修化」及び「臨床研修の専念義務」）に伴い、平成18年4月より新歯科医師臨床研修制度がスタートしたところ。</p> <p>新歯科医師臨床研修制度は国民医療の基礎を担う重要な事項であることから、その施行に当たり指導体制等の充実を図ることが重要であり、現に研修歯科医を受け入れている臨床研修施設に対し、(1)指導歯科医等の確保経費、(2)研修プログラムの企画立案・管理経費、(3)研修歯科医受け入れのための環境整備等について必要な経費を補助する。</p>
評価結果の概要	<p>(1) 有効性の評価</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>有効性の評価</p> <p>歯科医師臨床研修の実施に当たり、指導歯科医の確保や、研修プログラムの充実及び研修歯科医受け入れのための環境整備等について補助を行うことで、良質な歯科医師臨床研修が可能となることから、歯科医師の資質の向上のために有効であると評価できる。</p> </div> <p>(2) 効率性の評価</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>効率性の評価</p> <p>現に研修歯科医を受け入れている、一定の水準を満たした臨床研修施設に対し必要な経費を補助するものであり、既存の臨床研修施設を活用して歯科医師臨床研修を充実させ、歯科医師の資質の向上を図ることができると評価できるため、手段として効率的であると評価できる。</p> </div> <p>(政策等への反映の方向性) 政策結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:2,911百万円)</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)					
※【】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 臨床研修終了者数 (前年度以上/毎年度)	-	-	2,558	2,333 【91.2%】	2,081 【89.1%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、医政局歯科保健課調べ					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成21年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：健康局

事業名	がん対策情報センター																								
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 4 国が政策医療として担うべき医療（政策医療）を推進すること</p> <p>施策目標 4-1 政策医療を向上・均てん化させること</p> <p>個別目標 2 政策医療の均てん化を図ること（独立行政法人国立病院機構で実施する政策医療の均てん化に関する評価については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。）</p>																								
事業の概要	<p>がん医療水準均てん化の推進に資するため、国立がんセンターにがん対策情報センターを設置し、国民・患者に対する最新情報の提供、がん診療施設に対する診療支援、医療従事者に対する研修、臨床研究・治験の基盤整備等の研究支援などを行うとともに、がん死亡率、罹患率、生存率をはじめとするがん対策の企画立案に必要な基礎データの蓄積など、がん対策に関連する様々な情報の収集、分析、発信等を行う。</p>																								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(有効性の評価)</p> <p>都道府県及びがん診療連携拠点病院と連携しつつ、がん専門医等がん医療専門スタッフの育成、放射線画像・病理診断の支援、標準治療の普及、臨床試験・治験の推進等を図ることにより、がん医療水準均てん化の推進につながっている。</p> <p>また、がんに関する正確かつ適切な情報の提供を医療関係者、患者向けに行うとともに、がん診療連携拠点病院等に設置される相談支援センターと連携して、これらの情報が個別患者に提供されることによって、患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応しており、がん医療の均てん化に有効であった。</p> <p>(2) 効率性の評価</p> <p>●手段の適正性</p> <p>国立がんセンターは、がん対策の中核機関として、診療、研究、研修の中心的役割を担っており、臨床試験の実施体制、診療ガイドライン、海外の最新医療情報等の知識・技術の蓄積があるとともに、種々のがん領域の診断専門家や、教育研修用に活用可能な資源（放射線画像、病理組織等）が揃っている。これらを有効に活用することは効率的・効果的であった。</p> <p>また、個々の患者の個別具体的な相談に対しては、地域の実情等を熟知するがん診療連携拠点病院の相談支援センターを窓口にすることにより、適切な情報提供を行うことができた。</p> <p>がん医療水準の均てん化を推進し、国民・患者のがん医療に対する満足度を向上させるためには、このようながん情報提供ネットワークは効果的・効率的であった。</p> <p>●費用と効果の関係に関する評価</p> <p>がん対策情報センターと、がん診療連携拠点病院の相談支援センターによるがん情報提供ネットワークの運用により、診療連携の円滑化等が進み、重複診療や治療中断等の減少や、医療リソースの効率的使用が促進され、ひいては医療費の適正化につながったと考えられる。</p> <p>(政策等への反映の方向性)</p> <p>評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。</p> <p>また、がん対策推進基本計画（平成19年6月閣議決定）の進捗状況を踏まえた評価を行い、必要に応じて同計画の見直し等を行うこととしている。</p> <p>(概算要求額:2,082百万円)</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">アウトカム指標 (達成水準／達成時期)</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td colspan="6">※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）</td> </tr> <tr> <td></td> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> <tr> <td>1 75歳未満年齢調整がん死亡率の20%減少（平成17年度死亡率を基準とする）／平成27年度</td> <td>94.9 【 -%】</td> <td>92.4 【 -%】</td> <td>90.0 【12.0%】</td> <td>88.5 【19.5%】</td> <td>未集計 【 -%】</td> </tr> </table>	アウトカム指標 (達成水準／達成時期)						※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）							H16	H17	H18	H19	H20	1 75歳未満年齢調整がん死亡率の20%減少（平成17年度死亡率を基準とする）／平成27年度	94.9 【 -%】	92.4 【 -%】	90.0 【12.0%】	88.5 【19.5%】	未集計 【 -%】
アウトカム指標 (達成水準／達成時期)																									
※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）																									
	H16	H17	H18	H19	H20																				
1 75歳未満年齢調整がん死亡率の20%減少（平成17年度死亡率を基準とする）／平成27年度	94.9 【 -%】	92.4 【 -%】	90.0 【12.0%】	88.5 【19.5%】	未集計 【 -%】																				

			(調査名・資料出所、備考) 人口動態統計によりがん対策情報センターにおいて算出（H20のデータについては未集計）
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	施政方針演説等 がん対策推進基本計画	年月日 平成19年6月15日	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>がん医療に関する相談支援及び情報提供</p> <p>(現状) がん対策情報センターにおいては、様々ながん対策に関する情報の効果的・効率的な収集、分析、発信等に不可欠な中核的組織として、相談支援センターとの「情報提供ネットワーク」により、情報提供体制の整備に努めている。また、相談支援センターにおける相談を支援するためのがん医療に関する一般的な情報を提供するとともに、相談支援センターの相談員に対する研修を行っている。</p> <p>がん対策情報センターにおいては、国及び都道府県が実施するがん対策に関する国民の理解を促進するため、各都道府県と協力し、がん情報サービス向上に向けた地域懇話会（以下「地域懇話会」という。）を開催している。</p> <p>(取り組むべき施策) 国民が、がんをより身近なものとして捉えるとともに、がん患者となった場合でも適切に対処することができるようになる必要がある。</p> <p>また、進行・再発がん患者に対する誤解を払拭することも重要である。</p> <p>このため、がん対策情報センターにおいて、がんに関する正しい情報の提供を一層強化するとともに、引き続き地域懇話会を開催する。加えて、地方公共団体や企業等とも協力しつつ、がん年齢に達する前の早い段階からがんに関する知識を国民が得られるようにすることに努める。</p> <p>また、拠点病院においては、がん患者及びその家族に支援を行っているボランティア等の受け入れを行うとともに、国民に対して緩和ケアをはじめとするがん医療を身近なものとして感じてもらえるように努める。</p> <p>がんに関する情報は、がん患者の立場に立って、様々な手段を通じて提供される必要がある。</p> <p>このため、がん対策情報センター「がん情報サービス」の内容を充実するとともに、相談支援センターにおける電話やファックス、面接による相談等を着実に実施していく。</p> <p>また、インターネットの利用の有無に関わらず、得られる情報に差が生じないようにする必要があることから、がんに関する情報を掲載したパンフレットやがん患者が必要な情報を取りまとめた患者必携を作成し、拠点病院等がん診療を行っている医療機関に提供していく。</p> <p>がん対策情報センターにおいて、引き続き相談支援センターの相談員に対して研修を行う。</p> <p>相談支援センターには相談員が専任で配置されているが、がん患者の生活には療養上様々な困難が生じることから、適切な指導助言を行うため、相談員を複数人以上専任で配置すること等が望まれる。</p> <p>その際には、相談支援に十分な経験を有する看護師等の医療従事者や患者団体等との連携について検討する。</p> <p>また、がん患者本人はもとより家族に対する心のケア（精神的支援）が行われる相談支援体制を構築していく。</p> <p>がん患者や家族等が、心の悩みや体験等を語り合うことにより、不安が解消された、安心感につながったという例もあることから、こうした場を自主的に提供している活動を促進していくための検討を行う。</p> <p>がん対策情報センターにおいては、拠点病院等との連携強化など、情報収集が円滑に実施できる体制整備を推進する。</p> <p>その上で、がんに関する一般的な情報のほか、拠点病院における手術件数や放射線治療件数等については、総合的に提供していく。</p> <p>一方で、今般の医療制度改革を踏まえ創設した医療機能情報の提供制度においては、がんに関する事項を含め、各都道府県における医療機能情報をわかりやすく提供していく。</p> <p>がん対策情報センターについては、専門家及びがん患者の意見を聞きつつ、企画立案、医療情報提供、がんサーベイランス、臨床試験支援、診療支援、研究企画の業務を実施し、その機能を更に充実させることが望まれる。</p> <p>生存率等の情報を積極的に公開していくことは重要である。ただし、がん患者及びその家族の心理面等に配慮し、がんに関する情報提供の在り方を工夫していくことが望まれる。また、必要に応じて、抗がん剤に関する安全性情報の提供等を行っていく。</p> <p>「いわゆる健康食品」については、正しい知識の普及、健康被害の未然防止や拡大防止のため、科学的根拠のある情報を継続的に収集・蓄積などし、幅広く情報提供していく。</p> <p>(個別目標) 原則として全国すべての2次医療圏において、3年以内に、相談支援センターを概ね1箇所程度整備するとともに、すべての相談支援センターにおいて、5年以内に、がん対策情報センターによる研修を修了した相談員を配置することを目標とする。</p> <p>また、がんに関する情報を掲載したパンフレットの種類を増加させるとともに、当該パンフレットを配布する医療機関等の数を増加させることを目標とする。</p> <p>加えて、当該パンフレットや、がんの種類による特性等も踏まえた患者必携等に含まれる情報をすべてのがん患者及びその家族が入手できるようにすることを目標とする。</p> <p>さらに、拠点病院における診療実績、専門的にがん診療を行う医師及び臨床試験の実施状況に関する情報等を更に充実させることを目標とする。</p>

平成21年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：職業安定局就労支援室

事業名	生活保護受給者等就労支援事業																												
政策体系上の位置付け	<p>基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p>																												
事業の概要	<p>ハローワークが中心となって、福祉事務所と連携して、就労・自立の意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、以下のような就労支援事業を実施する。</p> <p>(1) 就労支援コーディネーターによる支援メニューの選定等 ハローワークに就労支援コーディネーターを配置して、ハローワークの責任者等とともに「就労支援メニュー選定チーム」を構成し、対象者と個別に面接を行う等により、本人の希望、経験、能力等を勘案しつつ、適切な就職支援メニューを選定し、振り分けを行うことで、具体的な就労へ向けて、対象者の誘導等を行う。</p> <p>(2) 就職支援ナビゲーターによる就職支援 ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、きめ細かな就職支援を担当者制により一貫して行う。</p>																												
【評価結果の概要】	<p>(有効性の評価) 生活保護受給者等就労支援事業における支援対象者数に占める就職者数の割合については目標に届かなかったものの、支援対象者数及び就職者数は年々増加していることから、就労による自立を支援する施策として有効であると評価できる。 今後は、目標達成のため、体制整備を行い自立支援プログラムを実施する地方自治体と就労支援を実施する国が相互の連携を一層強化する必要がある。</p> <p>(効率性の評価) 平成20年度の支援対象者数に占める就職者数の割合は53.8%であり、目標の57%には、わずかに届かない結果となった。 本事業の支援対象者が年々増加している中で、就職者数も増加していることから、福祉事務所とハローワークの連携により、生活保護受給者等の就労支援が効率的に行われたものと評価できる。一方で、目標には届かなかったことから、今後は、体制整備を行い自立支援プログラムを実施する地方自治体と就労支援を実施する国が相互の連携を一層強化する必要がある。</p> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。</p> <p>(概算要求額：1,496百万円)</p>																												
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】	<p>アウトカム指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 生活保護受給者等就労支援事業における支援対象者数に占める就職者数の割合(%) (57%以上／20年度)</td> <td>— 【—%】</td> <td>41.4 (3,083) 【—%】</td> <td>60.8 (6,190) 【—%】</td> <td>54.3 (6,741) 【152%】</td> <td>53.8 (7,153) 【98%】</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) 資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書（職業安定局調べ）による。 備考： ・生活保護受給者等就労支援事業は、平成17年度に事業を開始した。 ・中段（括弧内）は就職者数、下段（括弧内）は支援開始者数（平成19年度以降は支援対象者数）である。</p> <p>アウトプット指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 生活保護受給者等就労支援ナビゲーターの相談件数(件) (前年度以上／平成20年度)</td> <td>— 【—%】</td> <td>16,233 【—%】</td> <td>31,157 【—%】</td> <td>29,440 【94%】</td> <td>47,421 【161%】</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) 資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書（職業安定局調べ）による。 備考： ・平成17年度は平成17年6月～平成18年3月。</p>						H16	H17	H18	H19	H20	1 生活保護受給者等就労支援事業における支援対象者数に占める就職者数の割合(%) (57%以上／20年度)	— 【—%】	41.4 (3,083) 【—%】	60.8 (6,190) 【—%】	54.3 (6,741) 【152%】	53.8 (7,153) 【98%】		H16	H17	H18	H19	H20	1 生活保護受給者等就労支援ナビゲーターの相談件数(件) (前年度以上／平成20年度)	— 【—%】	16,233 【—%】	31,157 【—%】	29,440 【94%】	47,421 【161%】
	H16	H17	H18	H19	H20																								
1 生活保護受給者等就労支援事業における支援対象者数に占める就職者数の割合(%) (57%以上／20年度)	— 【—%】	41.4 (3,083) 【—%】	60.8 (6,190) 【—%】	54.3 (6,741) 【152%】	53.8 (7,153) 【98%】																								
	H16	H17	H18	H19	H20																								
1 生活保護受給者等就労支援ナビゲーターの相談件数(件) (前年度以上／平成20年度)	— 【—%】	16,233 【—%】	31,157 【—%】	29,440 【94%】	47,421 【161%】																								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																										
	成長力底上げ戦略	平成19年2月15日	『「福祉から雇用へ」推進5ヵ年戦略』において、「支援対象者（生活保護・母子世帯）の就職率を平成21年度までに、60%に引き上げ」																										

平成21年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：職業安定局就労支援室

事業名	刑務所出所者等就労支援事業																																																					
政策体系上の位置付け	基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること																																																					
事業の概要	刑務所出所者等に対する生活基盤整備、就労支援策等を総合的、一元的に実施するスキームを創設し、これらの者の社会的自立を効果的に推進するとともに、ハローワークと刑務所及び保護観察所との連携の強化を図るため、以下のような就労支援事業を強力に推進することとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 刑務所及び少年院と連携した職業相談・職業紹介等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 釈放前の職業相談・職業紹介及び職業講話の実施 ② 受刑者及び在院者に対する就職ガイドブックの配布 (2) 社会的自立推進機関を通じた就労支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 職場体験講習の委託 ② 試行（トライアル）雇用奨励金の支給 ③ セミナー・事業所見学会の実施 (3) ハローワークの職業相談体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ① ハローワーク職員等による就労支援メニューの策定 ② 担当者制による職業相談・職業紹介の実施 ③ 公共職業訓練の受講あっせん ④ 協力雇用主等を対象とした求人開拓等 ⑤ 職場適応・定着支援 																																																					
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(有効性の評価) 本事業においては、ハローワークが刑務所等の関係機関と連携をとりながら、担当者制のきめ細やかな支援を実施してきたところ、平成18年度の事業開始以降の実績は、就職件数が平成18年において1,438件、19年において2,043件、20年において2,138件と年々増加しており、有効性があるものと評価される。</p> <p>(効率性の評価) 国の財政負担の観点から、刑務所出所者等の就労による自立は、保護観察に関する費用や再犯防止に係る費用を減少させるなど、社会的コストの削減に大きな効果が期待されており、また、法務省保護局の調査によると、保護観察中で就労していない者の再犯率は、就労している者の再犯率の約5倍と非常に高くなっていることが示されていることから、本事業は費用対効果の観点からも効率的であると評価できる。</p> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。</p> <p>(概算要求額：235 百万円)</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">アウトカム指標 (達成水準／達成時期)</th> </tr> <tr> <th colspan="6">※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 刑務所出所者等就労支援事業の終了者に占める就職者の割合(%)</td> <td>【-】</td> <td>【-】</td> <td>32.2</td> <td>31.6</td> <td>29.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) 資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書（職業安定局調べ）による。 事業開始が平成18年であるため、平成16～17年欄の数値は記載できない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">アウトプット指標 (達成水準／達成時期)</th> </tr> <tr> <th colspan="6">※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 刑務所出所者等就労支援事業により支援を受けた者の数(人)</td> <td>【-】</td> <td>【-】</td> <td>2,112</td> <td>4,806</td> <td>5,599</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) 資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書（職業安定局調べ）による。 事業開始が平成18年であるため、平成16～17年欄の数値は記載できない。</p>						アウトカム指標 (達成水準／達成時期)						※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)							H16	H17	H18	H19	H20	1 刑務所出所者等就労支援事業の終了者に占める就職者の割合(%)	【-】	【-】	32.2	31.6	29.0	アウトプット指標 (達成水準／達成時期)						※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)							H16	H17	H18	H19	H20	1 刑務所出所者等就労支援事業により支援を受けた者の数(人)	【-】	【-】	2,112	4,806	5,599
アウトカム指標 (達成水準／達成時期)																																																						
※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)																																																						
	H16	H17	H18	H19	H20																																																	
1 刑務所出所者等就労支援事業の終了者に占める就職者の割合(%)	【-】	【-】	32.2	31.6	29.0																																																	
アウトプット指標 (達成水準／達成時期)																																																						
※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)																																																						
	H16	H17	H18	H19	H20																																																	
1 刑務所出所者等就労支援事業により支援を受けた者の数(人)	【-】	【-】	2,112	4,806	5,599																																																	
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																			
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月22日	「2 刑務所出所者等の再犯防止」において、「入所中から出所後まで一貫した就労支援の実施」																																																			

平成21年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：職業安定局若年者雇用対策室

事業名	ジョブカフェ等によるきめ細かな就職支援																																								
政策体系上の位置付け	基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること																																								
事業の概要	都道府県が、主体的な取組として、若年者に対するカウンセリング、情報提供等の一連の就職関連サービスをワンストップで提供するセンター（通称：ジョブカフェ）を設置する場合において、都道府県からの要望に応じ、公共職業安定所を併設し職業紹介を実施するとともに、地域の実情に応じた様々な就職支援を展開するため、企業説明会や各種セミナーの実施等の若年者地域連携事業をジョブカフェを運営する民間機関等に委託して実施する。																																								
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(有効性の評価) 事業開始以降5年が経過し、若者の認知も一定程度広がっており、サービス利用者数及び就職者数ともに順調に推移している。ジョブカフェでは、若者が気軽に利用できる環境づくり、安心感を与えるようなサービス提供を基本に様々な工夫をしており、利用者の多くが「口コミ」により利用を開始していることから、利用者のニーズに応じた的確なサービスを提供できているといえる。特に、ただちに職業紹介による就職が難しい若者に対し、カウンセリングをはじめ、適性診断、セミナー、グループワーク、企業説明会、職場実習等の多種多様なメニューの中から、一人ひとりのニーズを見極め必要な支援を行うことで、自己理解、職業理解を促し、就業意欲を高めるとともに、職業紹介をワンストップで行うことで、平成16年度以降、平成20年度までに延べ40.8万人の就職に結びついており、手段として有効である。</p> <p>(効率性の評価) 都道府県が主体となって設置するジョブカフェにおいて、民間機関等が実施するセミナー、カウンセリング等と公共職業安定所による職業紹介を組み合わせることにより、地域毎にそれぞれの地域特性を活かした幅広い就職支援をワンストップで提供できることが可能な事業であり、手段として効率的である。さらに、経済産業省とも連携しながら都道府県の取組を支援することにより、地域の実情に応じた効果的・効率的な就職支援を推進している。</p> <p>(政策等への反映の方向性) 事業開始以降5年が経過し、若者の認知も一定程度広がってきていることから、平成21年度予算において広報経費等の縮減を図ったところであるが、雇用失業情勢にかんがみると、若年者の雇用の安定・促進を図る必要があることから、有効性及び効率的が認められるという評価結果を踏まえ、平成22年度概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:2,057百万円)</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="6">アウトカム指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）</td> </tr> <tr> <td>1 就職者数（万人） (8.4万人以上／平成20年度)</td> <td>H16 5.3 【87%】</td> <td>H17 8.9 【114%】</td> <td>H18 9.3 【99%】</td> <td>H19 8.8 【101%】</td> <td>H20 8.5 【101%】</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。</td> </tr> <tr> <td colspan="6">アウトプット指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）</td> </tr> <tr> <td>1 利用者数（万人） (144.0万人以上／平成20年度)</td> <td>H16 108.6 【163%】</td> <td>H17 163.3 【132%】</td> <td>H18 167.3 【107%】</td> <td>H19 159.1 【108%】</td> <td>H20 166.7 【116%】</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。</td> </tr> </table>					アウトカム指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）						1 就職者数（万人） (8.4万人以上／平成20年度)	H16 5.3 【87%】	H17 8.9 【114%】	H18 9.3 【99%】	H19 8.8 【101%】	H20 8.5 【101%】	(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。						アウトプット指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）						1 利用者数（万人） (144.0万人以上／平成20年度)	H16 108.6 【163%】	H17 163.3 【132%】	H18 167.3 【107%】	H19 159.1 【108%】	H20 166.7 【116%】	(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。					
アウトカム指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）																																									
1 就職者数（万人） (8.4万人以上／平成20年度)	H16 5.3 【87%】	H17 8.9 【114%】	H18 9.3 【99%】	H19 8.8 【101%】	H20 8.5 【101%】																																				
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。																																									
アウトプット指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）																																									
1 利用者数（万人） (144.0万人以上／平成20年度)	H16 108.6 【163%】	H17 163.3 【132%】	H18 167.3 【107%】	H19 159.1 【108%】	H20 166.7 【116%】																																				
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。																																									
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																																						
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2008	平成20年6月27日	今後3年間で、①若者について、ジョブ・カードの整備・充実、「フリーター等正規雇用化プラン」による100万人の正規雇用化、(略)を目指す																																						

平成21年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：職業安定局若年者雇用対策室

事業名	若者の就業をめぐる悩みに対する専門的相談体制の整備																																																																												
政策体系上の位置付け	基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること																																																																												
事業の概要	就職を希望しながら、その実現に向け心理面を含めた多様な悩み、課題を有する若者を対象に、全国のハローワーク、ヤングワークプラザ等において、専門的人材を活用し、常時カウンセリングサービスを提供できる体制を整備する。これにより、離職時等に生まれた挫折感の解消、対人関係等に係る不安等の解消を図る。																																																																												
【評価結果の概要】	<p>(有効性の評価)</p> <p>就職における様々な不安・悩みを抱えた若者に対して、臨床心理等の専門的人材を活用して心理支援を行うことにより、若者の就職における様々な不安・悩みが解消され、約8割の若者が就職に結びつく具体的行動を起こすことができたことから、手段として有効であると評価できる。</p> <p>このことから、職業安定機関という立場から若者に対する職業的自立を促すことに有効であったと評価でき、さらには、フリーターの増大を防ぐことができた要因の一つとも言えることから、フリーター等に対する就職支援策としても有効であると評価できる。</p> <p>(効率性の評価)</p> <p>職業安定機関の窓口を訪れる若年求職者のうち、就職の実現に向け心理面の支援が必要であると考えられる者や、関係機関による支援ネットワークを通じ、就職の意思が明確化し、一定の準備が整ったとして、他機関から連絡があった者に対し、臨床心理士等専門的人材の活用による心理支援を優先的に行うなど、効率的な運用を行っているところである。</p> <p>また、相談件数が毎年増加しているなかで、年々予算を縮減しながらも対応していることから、効率的な運用がなされているものと評価できる。</p>																																																																												
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】	<p>(政策等への反映の方向性)</p> <p>評価結果を踏まえ、若年層に限定した事業としては廃止し、年齢を限定しない形での専門的人材の活用によるカウンセリングサービスによる対応を検討する。</p> <p>(概算要求額: 0 百万円)</p>																																																																												
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6" style="padding: 5px;">アウトカム指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 30%;">就職に結びつく具体的行動を起こす者の割合 (%以上／毎年度)</td> <td style="width: 10%;">H16</td> <td style="width: 10%;">H17</td> <td style="width: 10%;">H18</td> <td style="width: 10%;">H19</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(80 %以上／毎年度)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>65.6% 【82%】</td> <td>83.4% 【104%】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>【%】</td> <td>【%】</td> <td>【%】</td> <td>【%】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>75.2% 【94%】</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="padding: 5px;">(調査名・資料出所、備考) ・資料出所：職業安定局調べによる。 ・事業の開始は平成18年度。</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="padding: 5px;">アウトプット指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 30%;">本事業により実施される相談件数の合計数(件) (26,000件以上／平成20年度)</td> <td style="width: 10%;">H16</td> <td style="width: 10%;">H17</td> <td style="width: 10%;">H18</td> <td style="width: 10%;">H19</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(26,000件以上／平成20年度)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>92% 24,734</td> <td>125% 32,431</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>【%】</td> <td>【%】</td> <td>【%】</td> <td>【%】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>133% 34,615</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="padding: 5px;">(調査名・資料出所、備考) ・資料出所：職業安定局調べによる。 ・事業の開始は平成18年度。</td> </tr> </table>					アウトカム指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)						1	就職に結びつく具体的行動を起こす者の割合 (%以上／毎年度)	H16	H17	H18	H19		(80 %以上／毎年度)	-	-	65.6% 【82%】	83.4% 【104%】			【%】	【%】	【%】	【%】					75.2% 【94%】		(調査名・資料出所、備考) ・資料出所：職業安定局調べによる。 ・事業の開始は平成18年度。						アウトプット指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)						1	本事業により実施される相談件数の合計数(件) (26,000件以上／平成20年度)	H16	H17	H18	H19		(26,000件以上／平成20年度)	-	-	92% 24,734	125% 32,431			【%】	【%】	【%】	【%】					133% 34,615		(調査名・資料出所、備考) ・資料出所：職業安定局調べによる。 ・事業の開始は平成18年度。					
アウトカム指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)																																																																													
1	就職に結びつく具体的行動を起こす者の割合 (%以上／毎年度)	H16	H17	H18	H19																																																																								
	(80 %以上／毎年度)	-	-	65.6% 【82%】	83.4% 【104%】																																																																								
		【%】	【%】	【%】	【%】																																																																								
				75.2% 【94%】																																																																									
(調査名・資料出所、備考) ・資料出所：職業安定局調べによる。 ・事業の開始は平成18年度。																																																																													
アウトプット指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)																																																																													
1	本事業により実施される相談件数の合計数(件) (26,000件以上／平成20年度)	H16	H17	H18	H19																																																																								
	(26,000件以上／平成20年度)	-	-	92% 24,734	125% 32,431																																																																								
		【%】	【%】	【%】	【%】																																																																								
				133% 34,615																																																																									
(調査名・資料出所、備考) ・資料出所：職業安定局調べによる。 ・事業の開始は平成18年度。																																																																													
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																																										
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2008	平成20年6月27日	今後3年間で、①若者について、ジョブ・カードの整備・充実、「フリーター等正規雇用化プラン」による100万人の正規雇用化、(略)を目指す																																																																										

平成21年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：職業安定局就労支援室

事業名	ホームレス等就業支援事業（ホームレス就業支援事業）																																																																	
政策体系上の位置付け	基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 施策目標3－1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること																																																																	
事業の概要	<p>全国でもホームレスが多数存在する地域において、就業による自立の意志があるホームレスを対象に、就業支援相談やホームレスの就業ニーズに合った仕事の開拓・提供、職場体験講習を、さらに自立支援センター等に入所しているホームレスに対しては、生活・労働習慣の体得等による就業の促進を、地方公共団体等で構成される協議会への委託により実施し、就業による自立を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就業支援相談 就業支援相談員を配置し、就業を支援するための相談を実施する。 ② 就業機会確保支援 企業や商店街等から清掃の仕事等の開拓・提供等を行う。 ③ 職場体験講習 ホームレスが従事しやすい職域、例えば、過去の職業経験を活かせる分野、比較的軽作業の分野等仕事がある企業等の職場を実際に体験してもらうことにより、ホームレスと企業等の相互理解を深め、就業機会の確保を図る。 																																																																	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(有効性の評価) 雇用失業情勢の悪化に伴い、平成20年度においては目標未達成であったが、平成18、19年度においては目標を達成していたことから、有効であったと評価できる</p> <p>(効率性の評価) ホームレス対策に関してのノウハウを有する地方公共団体やNPOのほか、労使団体等から構成される協議会を実施主体としており、事業主に対するホームレスへの理解を深める啓発指導とあわせた求人開拓の実施するなどにより受け皿となる協力企業を増やすなど効率的に進めた結果、アウトプット指標である確保求人数についても前年度以上の実績を達成することができたものと評価できる。</p> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。</p> <p>(概算要求額：443 百万円)</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="6">アウトカム指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ホームレス等就業支援事業におけるホームレスの雇用関係による就業割合(%) (30%以上)／平成20年度</td> <td>— 【—%】</td> <td>27.6% 【92%】</td> <td>37.2% 【124%】</td> <td>33.8% 【113%】</td> <td>22.4% 【74.7%】</td> </tr> <tr> <td>2 ホームレス等就業支援事業におけるホームレスの雇用関係による就業者数(人) (1,225人以上)／平成20年度</td> <td>— 【—%】</td> <td>426 【—%】</td> <td>908 【202%】</td> <td>1,528 【170%】</td> <td>1,317 【108%】</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) 資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書（職業安定局調べ）による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="6">アウトプット指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ホームレス等就業支援事業による確保求人数(件) (前年度以上／平成20年度)</td> <td>【—%】</td> <td>2,892 【%】</td> <td>4,194 【145%】</td> <td>7,194 【172%】</td> <td>10,652 【148%】</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) 資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書（職業安定局調べ）による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="6">参考統計 1)個別相談実施件数(件)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)個別相談実施件数(件)</td> <td>—</td> <td>1,541</td> <td>7,513</td> <td>11,519</td> <td>13,182</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) 資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書（職業安定局調べ）による。 ※「H16」については調査していない。</p>						アウトカム指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)							H16	H17	H18	H19	H20	1 ホームレス等就業支援事業におけるホームレスの雇用関係による就業割合(%) (30%以上)／平成20年度	— 【—%】	27.6% 【92%】	37.2% 【124%】	33.8% 【113%】	22.4% 【74.7%】	2 ホームレス等就業支援事業におけるホームレスの雇用関係による就業者数(人) (1,225人以上)／平成20年度	— 【—%】	426 【—%】	908 【202%】	1,528 【170%】	1,317 【108%】	アウトプット指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)							H16	H17	H18	H19	H20	1 ホームレス等就業支援事業による確保求人数(件) (前年度以上／平成20年度)	【—%】	2,892 【%】	4,194 【145%】	7,194 【172%】	10,652 【148%】	参考統計 1)個別相談実施件数(件)							H16	H17	H18	H19	H20	1)個別相談実施件数(件)	—	1,541	7,513	11,519	13,182
アウトカム指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)																																																																		
	H16	H17	H18	H19	H20																																																													
1 ホームレス等就業支援事業におけるホームレスの雇用関係による就業割合(%) (30%以上)／平成20年度	— 【—%】	27.6% 【92%】	37.2% 【124%】	33.8% 【113%】	22.4% 【74.7%】																																																													
2 ホームレス等就業支援事業におけるホームレスの雇用関係による就業者数(人) (1,225人以上)／平成20年度	— 【—%】	426 【—%】	908 【202%】	1,528 【170%】	1,317 【108%】																																																													
アウトプット指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)																																																																		
	H16	H17	H18	H19	H20																																																													
1 ホームレス等就業支援事業による確保求人数(件) (前年度以上／平成20年度)	【—%】	2,892 【%】	4,194 【145%】	7,194 【172%】	10,652 【148%】																																																													
参考統計 1)個別相談実施件数(件)																																																																		
	H16	H17	H18	H19	H20																																																													
1)個別相談実施件数(件)	—	1,541	7,513	11,519	13,182																																																													
関係する施政方針演説等内閣の重要な政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																															

平成21年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：職業能力開発局キャリア形成支援室

事業名	地域若者サポートステーション事業（地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業）		
政策体系上の位置付け	<p>基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること</p> <p>施策目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること</p> <p>施策目標2-1 若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること</p>		
事業の概要	<p>ニート等の若者の職業的自立を支援するため、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる「地域若者サポートステーション」を設置し（18年度：全国25か所、19年度：全国50か所、20年度：全国77か所、21年度：全国92か所）、専門的な相談やネットワークを活用した適切な支援機関への誘導など、多様な就労支援メニューを提供する。</p>		
<p>【評価結果の概要】 (有効性の評価)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 15%;">有効性の評価</td> <td style="padding: 5px;"> <p>平成18年度から開始した地域若者サポートステーション事業の利用実績は、全国の延べ来所者数が18年度は35,179人、19年度は144,171人、20年度は202,112人と、順調に実績を伸ばしており、幅広いニート等の若者への支援機会の提供という観点から、一定の成果が上がっていると評価できる。</p> <p>さらに、地域若者サポートステーションの利用開始から6か月経過時点の就職等進路決定者の割合も18年度26.2%、19年度26.8%、20年度27.6%（20年4月～11月登録者実績）と、順次、実績を伸ばしていることから、若者の職業的自立支援のために有効であると評価できる。</p> <p>今後は、「新雇用戦略」（平成20年4月23日経済財政諮問会議舛添臨時議員提出資料）において定められた「2010年度までに進路決定者割合30%」という目標に向けて、一層の取組強化が求められている。</p> <p>こうした現状も踏まえ、各地域における若者の職業的自立支援を一層活性化させる観点から、平成21年度においては、①設置拠点を全国77か所から92か所に拡充するとともに、②自治体、教育機関等とのネットワーク機能を強化し、ニート等の若者やその保護者等に対し能動的に働きかけ等を行う「いつでもどこでもサポートモデル事業」を創設（全国20か所）、③さらに、相談支援体制の充実、若者支援機関に係る情報の整備、支援対象年齢を30代後半まで拡大するなど、本事業全般の拡充・強化を図ることとしている。</p> </td> </tr> </table>	有効性の評価	<p>平成18年度から開始した地域若者サポートステーション事業の利用実績は、全国の延べ来所者数が18年度は35,179人、19年度は144,171人、20年度は202,112人と、順調に実績を伸ばしており、幅広いニート等の若者への支援機会の提供という観点から、一定の成果が上がっていると評価できる。</p> <p>さらに、地域若者サポートステーションの利用開始から6か月経過時点の就職等進路決定者の割合も18年度26.2%、19年度26.8%、20年度27.6%（20年4月～11月登録者実績）と、順次、実績を伸ばしていることから、若者の職業的自立支援のために有効であると評価できる。</p> <p>今後は、「新雇用戦略」（平成20年4月23日経済財政諮問会議舛添臨時議員提出資料）において定められた「2010年度までに進路決定者割合30%」という目標に向けて、一層の取組強化が求められている。</p> <p>こうした現状も踏まえ、各地域における若者の職業的自立支援を一層活性化させる観点から、平成21年度においては、①設置拠点を全国77か所から92か所に拡充するとともに、②自治体、教育機関等とのネットワーク機能を強化し、ニート等の若者やその保護者等に対し能動的に働きかけ等を行う「いつでもどこでもサポートモデル事業」を創設（全国20か所）、③さらに、相談支援体制の充実、若者支援機関に係る情報の整備、支援対象年齢を30代後半まで拡大するなど、本事業全般の拡充・強化を図ることとしている。</p>
有効性の評価	<p>平成18年度から開始した地域若者サポートステーション事業の利用実績は、全国の延べ来所者数が18年度は35,179人、19年度は144,171人、20年度は202,112人と、順調に実績を伸ばしており、幅広いニート等の若者への支援機会の提供という観点から、一定の成果が上がっていると評価できる。</p> <p>さらに、地域若者サポートステーションの利用開始から6か月経過時点の就職等進路決定者の割合も18年度26.2%、19年度26.8%、20年度27.6%（20年4月～11月登録者実績）と、順次、実績を伸ばしていることから、若者の職業的自立支援のために有効であると評価できる。</p> <p>今後は、「新雇用戦略」（平成20年4月23日経済財政諮問会議舛添臨時議員提出資料）において定められた「2010年度までに進路決定者割合30%」という目標に向けて、一層の取組強化が求められている。</p> <p>こうした現状も踏まえ、各地域における若者の職業的自立支援を一層活性化させる観点から、平成21年度においては、①設置拠点を全国77か所から92か所に拡充するとともに、②自治体、教育機関等とのネットワーク機能を強化し、ニート等の若者やその保護者等に対し能動的に働きかけ等を行う「いつでもどこでもサポートモデル事業」を創設（全国20か所）、③さらに、相談支援体制の充実、若者支援機関に係る情報の整備、支援対象年齢を30代後半まで拡大するなど、本事業全般の拡充・強化を図ることとしている。</p>		
<p>(2)効率性の評価</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 15%;">効率性の評価</td> <td style="padding: 5px;"> <p>若者の職業的自立支援に関してノウハウのあるNPO法人等の民間団体を事業実施主体として活用し（国から民間団体への委託事業として実施）、また地域の既存の若者自立支援機関からなるネットワークを構築し、これを通じて若者の職業的自立を支援することから効率的であると評価できる。</p> </td> </tr> </table>	効率性の評価	<p>若者の職業的自立支援に関してノウハウのあるNPO法人等の民間団体を事業実施主体として活用し（国から民間団体への委託事業として実施）、また地域の既存の若者自立支援機関からなるネットワークを構築し、これを通じて若者の職業的自立を支援することから効率的であると評価できる。</p>
効率性の評価	<p>若者の職業的自立支援に関してノウハウのあるNPO法人等の民間団体を事業実施主体として活用し（国から民間団体への委託事業として実施）、また地域の既存の若者自立支援機関からなるネットワークを構築し、これを通じて若者の職業的自立を支援することから効率的であると評価できる。</p>		
<p>(政策等への反映の方向性)</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所用の予算を要求する。</p> <p>(概算要求額:2,457百万円)</p>		

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標

(達成水準／達成時期)

※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）

		H16	H17	H18	H19	H20
1	地域若者サポートステーションの利用開始から6か月後の時点で、 ①就職した、求職活動を開始した等、より就職に結びつく方向に変化した者の割合（単位：%） (60%以上／平成20年度)	—	—	47.6 【79.3%】	51.5 【85.8%】	56.9 (暫定値) 【94.8%】
2	②就職等進路決定者の割合 (単位：%) (30%以上／平成20年度)	—	—	26.2 【87.3%】	26.8 【89.3%】	27.6 (暫定値) 【92.0%】

(調査名・資料出所、備考)

指標1は、若者自立支援中央センター ((財)日本生産性本部) 調べによるものであり、平成18年度から開始されたものである。なお、平成20年度の数値は暫定値（平成20年4月～11月の登録者実績）であり、確定値は平成21年11月に公表予定である。

アウトプット指標

(達成水準／達成時期)

※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）

		H16	H17	H18	H19	H20
1	地域若者サポートステーションの延べ来所者数 (単位：人) (23万人以上／平成20年度)	—	—	35,179 【140.7%】	144,171 【150.2%】	202,112 【87.9%】

(調査名・資料出所、備考)

指標1は、若者自立支援中央センター ((財)日本生産性本部) 調べによるものであり、平成18年度から開始されたものである。

施政方針演説等

年月日

記載事項(抜粋)

新雇用戦略
社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～

平成20年4月23日

地域若者サポートステーションを拡充し、自治体や教育機関等との連携によりニート等の若者への支援を強化するなど、2010年度までの3年間を「集中重点期間」として、ニート等の若者の自立支援の充実に取り組むこととされている。

経済財政改革の基本方針2009

平成20年7月29日

ニート等の若者に対する支援の必要性について、当面の最優先課題として、「次世代の日本を担う若年層」に対して職業能力向上と再挑戦の機会拡大のための支援を強化することとされているほか、安心社会実現の道筋の安心再構築局面(2009年度～2011年度)において、「国と地方の連携による地域のニーズに対応した職業能力開発の実施」を行うなど、雇用を軸とした生活安心保障政策の再構築を行うことと記述されている。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

安心活力の実現に向けた雇用対策

平成21年5月21日

景気回復期を見据えた中長期的な雇用対策として「ニート、高校中退者等の職業的自立支援のネットワーク強化等に向けた地域若者サポートステーション事業の充実」が位置付けられている。

平成21年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：職業能力開発局能力評価課

事業名	技能継承等支援センター事業（2007年問題に直面する中小企業等への技能継承支援の展開）
政策体系上の位置付け	<p>基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に發揮できるような環境整備をすること</p> <p>施策目標3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること</p> <p>施策目標3－1 技能継承・振興のための施策を推進すること</p>
事業の概要	技能継承の取組が遅れている中小企業等に対し、技能継承や人材育成等への対応に係る総合的な相談を行う窓口である技能継承等支援センターにおいて、実践的な相談や関係機関との連絡調整などを通じて、地域における技能継承を支援する。
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(有効性の評価) 技能継承等支援センターの立ち上げ以後毎年、同センターを利用した企業のうち約85%以上が、企業内において技能継承計画の策定や技能継承のためのOJTの開始など技能継承に関する取組を始めたとの調査結果を得ており、当該事業が、企業における技能継承の重要性の啓発や計画的な技能継承対策を開始するための手段として有効かつ効果的であると評価できる。</p> <p>(2)効率性の評価 ノウハウや情報を有している民間団体を活用することによって、アウトプット指標の技能継承等相談員の訪問件数は予算上の訪問件数を毎年上回っており、効率的に事業を実施していると評価できる。</p> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:91百万円)</p>

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005	平成29年6月21日	別表1の(2)において『中小企業の創業、経営革新、再生、技術・技能の継承及び人材確保等を推進する』とされている。

平成21年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局母子保健課

事業名	母子保健医療対策等総合支援事業の充実
政策体系上の位置付け	<p>基本目標VI 男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標5 母子保健衛生対策の充実を図ること</p> <p>施策目標5-1 母子保健衛生対策の充実を図ること</p>
事業の概要	<p>平成17年度に、各自治体における子どもの健康の確保と母子保健医療体制等の一層の充実が図られるよう、従来の周産期医療ネットワークの整備事業、不妊治療に対する支援事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金を創設したところであるが、小児科医・産科医の不足に対応し、各地域で充実した医療体制を構築するため、本補助金を拡充し、小児医療・産科医療の体制整備のための事業を実施するための経費の補助を行う。</p> <p>(事業内容) 以下の事業を実施する都道府県に補助を行う。（1県当たり3年限り） (1) 小児科、産科医師の確保策に資するもの（地域偏在の解消・確保のための県外派遣など） (2) 施設の集約化に資するもの（集約化に伴う病院内の空床対策及びその活用（軽微な改造）など） (3) 小児科併設型の夜間休日診療所の設置に資するもの（医療機器の購入など） (4) 女性医師の職場復帰促進を含めた子育て支援対策の推進に資するもの（女性医師の研修など） (5) 女性を含む小児科産科医師の勤務形態の弾力化に資するもの（女性医師の保育サービス活用の促進） (6) コメディカルサポート体制の強化（コメディカルへの研修など）</p>
【評価結果の概要】 (有効性の評価)	<p>有効性の評価</p> <p>小児科医師数の増加は、子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられる環境の整備が進められてきたことを示すものだといえる。また、女性医師割合の増加、妊娠婦死亡率・周産期死亡率・幼児死亡率の低下といった状況も見られ、母子保健医療対策等総合支援事業を実施してきた効果が現れていると評価できる。</p> <p>一方、新たに産婦人科医師となる者は増加に転じているものの、依然として産婦人科医師数は減少しており、今後は、産婦人科医師の不足対策として、後期研修で産科を選択する医師の待遇改善、産科・小児科の臨床研修プログラムの支援、病院勤務医の負担軽減、女性医師の働きやすい職場環境の整備、医療リスクの軽減等の対策を行っていくことが重要だと評価する。</p>
(効率性の評価)	<p>効率性の評価</p> <p>母子保健衛生対策は、事業の目的により、実施主体が都道府県（指定都市、中核市）又は市町村と異なるが、その目的に沿った事業の実施が図られており、結果として、小児科医師数の増加、女性医師割合の増加、妊娠婦死亡率・周産期死亡率・幼児死亡率の低下が見られるところから、取組は効率的であると評価できる。</p> <p>周産期医療体制については、総合周産期母子医療センター運営事業の充実等により、着実に整備が進められているところであり、周産期死亡率及び妊娠婦死亡率についても低下傾向である。しかし、平成20年10月に、東京都において妊娠死亡事案が発生した。この事案を受け、総務省や文部科学省等の協力も得ながら、周産期医療と救急医療の確保と連携の在り方について検討を進め、本年3月に報告書を取りまとめたところであり、今後、報告書に基づき、新生児集中治療管理室（NICU）の拡充など、周産期医療体制の強化に取り組んでいくこととしている。</p>
(政策等への反映の方向性)	評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
	(概算要求額:8,168百万円)

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 小児科医師数 (前回調査比増／調査時毎)	14,677 【—】	—	14,700 【100%】	—	(集計中) 【%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、平成18年度「医師・歯科医師・薬剤師調査」によるものであり、当該調査は、隔年で実施している。 ・指標1の平成20年度の数値は、平成21年12月頃確定。					
※事前評価では、指標を「小児科医指数が適正に配置された医療施設数」としていたが、小児科医の充足状況を示す経年的な比較が可能な指標に変更した。					
アウトプット指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 実施する自治体数 (全自治体／平成21年度)	93 【73%】 (93/127)	98 【77%】 (98/127)	99 【77%】 (99/129)	100 【77%】 (103/134)	103 【77%】 (103/134)
2 周産期医療ネットワークを構築している都道府県の数 (全都道府県／平成21年度)	30 【64%】	38 【81%】	39 【83%】	43 【91%】	45 【96%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1、2は、雇用均等・児童家庭局母子保健課の調べによる。					
参考統計					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 女性医師の割合(単位：%)	16.4	—	17.2	—	(集計中)
2 妊産婦死亡率	4.3	5.7	4.8	3.1	(集計中)
3 周産期死亡率	5.0	4.8	4.7	4.5	(集計中)
4 幼児死亡率(単位：人)	25.3	25.4	24.6	22.8	(集計中)
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、平成18年度「医師・歯科医師・薬剤師調査」によるものであり、当該調査は、隔年で実施している。 ・指標2～4は、人口動態調査による。 ・指標2の妊産婦死亡率＝(1年間の妊産婦死亡数／1年間の出産数) × 10万 ・指標3の周産期死亡率＝(1年間の周産期死亡数／1年間の出産数) × 1000 ・指標4の幼児死亡率＝1～4歳の人口10万人あたり死亡人数 ・指標1の平成20年度の数値は平成21年12月頃確定。 ・指標2～4の平成20年の数値は平成21年9月頃確定。					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	少子化社会対策大綱 (閣議決定)	平成16年6月4日	「子育ての新たな支え合いと連帯」が少子化の流れを変えるための4つの重点課題として挙げられ、「小児医療体制を充実する」が重点課題に取り組むための28の行動として掲げられている。
	子ども・子育て応援プラン(少子化社会対策会議決定)	平成16年12月24日	「小児科医師等の確保・育成」が具体的な施策として掲げられ、「小児科医師数が適正に配置された医療施設数の増加」「かかりつけ医を持っている子どもの割合100%」が今後5年間の目標として挙げられている。

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：老健局老人保健課

事業名	介護予防市町村支援事業 (介護予防に係る事業評価・市町村支援事業費)
政策体系上の位置付け	<p>基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p> <p>施策目標3-1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること</p>
事業の概要	市町村における効果的な介護予防関連事業の実施の支援を目的として実施している事業である。具体的には、都道府県に「介護予防市町村支援委員会」を設置し、介護予防の普及啓発に関するここと、介護予防関連事業に従事する人材の確保及び資質向上に関するここと等を当該委員会が調査・検討し、その結果を踏まえ、都道府県はその調査・検討を行った事項について必要な措置を講じるというものである。
【評価結果の概要】	<p>(1) 有効性の評価</p> <p>有効性の評価</p> <p>本事業の実施により、介護予防市町村支援委員会や介護予防に関する研修会の開催回数が増加するとともに、政策効果が発現する平成18年度以降、要支援・要介護者数の増加率が大幅に減少するなど、本事業の実施によって、高齢者の介護予防・健康づくりが推進されているものと考えられる。また、本事業の実施等を通じて、新予防給付制度導入前後で要支援1相当の者1000人当たりの維持改善者数が611人から766人へと増加しているところでもある。</p> <p>したがって、本事業は、高齢者の介護予防・健康づくりに関して有効な事業であったと評価できる。</p>
(2) 効率性の評価	<p>効率性の評価</p> <p>また、介護予防の推進にあたっては、各地域の特性に応じた取組を推進することが必要である。本事業においては、都道府県に「介護予防市町村支援委員会」を設置し、支援委員会において、地域ごとに介護予防の普及啓発に関するここと、介護関連事業に従事する人材の確保及び資質向上に関するここと等を当該委員会が調査・検討し、その調査・検討の成果に沿って必要な措置を講じることとしており、効率的に介護予防の推進を図っているものと考えられる。各都道府県において、チラシによる普及に加え、インターネットやケーブルテレビを利用して普及啓発を行ったり、介護予防関連事業の実施担当者に対して、テーマを絞り込んだ研修会を開いたりしており、その自治体に適した手法で効率的に事業を効率的に実施しているものと評価できる。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき	<p>(政策等への反映の方向性)</p> <p>介護予防市町村支援事業が高齢者の介護予防・健康づくりにとって有効かつ効率的な事業であるという評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。</p> <p>(概算要求額: 149百万円)</p>

目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 要支援・要介護者数の増加率の減少 (施策導入以前の増加率(H17年度5.6%)より減少/H18年度以降毎年度)	6.6% 【-%】	5.6% 【-%】	1.9% 【294.7%】	3.0% 【186.7%】	集計中 【-%】
(調査名・資料出所、備考) 介護保険事業状況報告（老健局介護保険計画課調べ）による。 増加率は、当該年度末時点の認定者数(万人)を前年度末時点の認定者数で割った数。 H20年度の指標はH21年9月頃集計完了予定。					
アウトプット指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 介護予防市町村支援委員会の開催回数 (前年度以上／毎年度)	— 【-%】	— 【-%】	80 【-%】	82 【102.5%】	集計中 【-%】
2 介護予防に関する研修会の開催回数 (前年度以上／毎年度)	— 【-%】	— 【-%】	255 【-%】	321 【125.9%】	集計中 【-%】
(調査名・資料出所、備考) 介護保険事業費補助金実績報告（老健局調べ）による。 H20年度の指標はH21年8月頃集計完了予定。					

関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	第3章 21世紀型行財政システムの構築 1.歳出・歳入一體改革の実現 (2)社会保障改革 ① 医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム 医療・介護サービスについて、質の維持向上を図りつつ、効率化等により供給コストの低減を図る。このため、以下の取組を盛り込んだ平成20年度から24年度までの5年間を基本とする「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」等を推進する。〔生活習慣病対策・介護予防の推進、(以下省略)〕

平成21年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名 老健局振興課、高齢者支援課、老人保健課

事業名	地域支援事業
政策体系上の位置付け	<p>基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p> <p>施策目標3-1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること</p>
事業の概要	<p>総合的な介護予防システムの確立のためには、要支援・要介護状態になる前からの介護予防が重要である。このため、効果的な介護予防サービスを提供するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から以下の内容の事業を実施するものである。</p> <p><事業内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 介護予防事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定高齢者施策 虚弱高齢者に対して介護予防の観点から実施する事業 (2) 一般高齢者施策 <ul style="list-style-type: none"> ア. 介護予防に関する情報の提供・収集 イ. 地域におけるボランティア活動等を活用した介護予防のための活動等の実施 ウ. 地域住民に対する介護予防に資する活動を行おうとする場の提供等の支援など 2. 包括的支援事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護予防ケアマネジメント事業 上記1（介護予防事業）の介護予防サービスのケアマネジメント (2) 総合相談支援事業 地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等 (3) 権利擁護事業 虐待の防止、虐待の早期発見等 (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 地域における介護支援専門員や主治医、関係機関等の連携 3. 任意事業 地域の実情に応じ、創意工夫を生かして、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業
【評価結果の概要】	<p>(1) 有効性の評価</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>有効性の評価</p> <p>介護予防事業の実施により、介護予防に関する十分な理解が促進され、介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援が実施されるとともに、要支援・要介護状態となるおそれの高い高齢者（特定高齢者）について、平成19年度には54,793人が改善しており、前年度の16,144人に比べて大幅に増加している。</p> <p>また、包括的支援事業として、高齢者への総合相談機能や要支援認定者への介護予防マネジメント、処遇困難事例を抱えるケアマネジャーへの支援機能を有する地域包括支援センターを設置することとしているが、この地域包括支援センターは、平成18年度の創設以降、急速に増大し、平成20年度には、目標であった全保険者へ設置が実現した。このように、包括的支援事業の実施によって、地域で高齢者が安心して暮らすことのできるための包括的な支援体制づくりが進められている。</p> <p>さらに、任意事業として、地域社会における様々な社会資源を活用し、高齢者等のための各種活動を支援することにより、平成19年度には235の市町村が高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を実施するなど、高齢者の生きがいづくりを支援しているものであり、本事業は、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことに資する事業であると言える。</p> <p>したがって、地域支援事業は、高齢者の介護予防、健康づくり、生きがいづくり、社会参加を推進するための有効な事業であると評価できる。</p> </div>

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

(2) 効率性の評価

効率性の評価

高齢者の介護予防・健康づくりを推進し、高齢者の自立を支援していくためには、高齢者が可能な限り要支援・要介護状態とならないようにしていくことが必要である。地域支援事業の介護予防事業においては、要支援・要介護状態となるおそれの高い特定高齢者に対して、介護予防を行う特定高齢者施策の実施などを通じて、状態が改善する者が増大するなど、効率的に介護予防・健康づくりの推進を図っていると言える。

特定高齢者施策の導入前においては、特定高齢者候補者1,000人中56人が1年後に悪化していたのに対し、特定高齢者施策の導入後では、特定高齢者1,000人中49人が1年後に悪化するという結果になっており、特定高齢者施策の導入により悪化者の発生率が11.4%減少することが確認された。

費用分析においては、要支援1の者や特定高齢者の者1,000人を1年間追跡した場合にかかる費用について、予防給付サービス等の導入前後で比較したところ、予防給付サービス等の導入により、要支援1の者については約10万7千円、特定高齢者については、約2万円の費用が減少することが確認された。

また、介護予防・健康づくりの推進にあたっては、地域ごとの特性を踏まえつつ、地域の中で介護予防のケアマネジメントを行っていくことが必要であるが、地域支援事業においては、包括的支援事業の中で、介護予防サービスのケアマネジメントを行っており、効率的に介護予防・健康づくりの取組を推進しているものと考えられる。高齢者の生きがいづくりや社会参加の推進を図るために、地域の特性に応じた取組が必要だが、地域支援事業の任意事業については、市町村独自の取組を行える事業となっており、生きがいづくりや社会参加の推進を図るための効率的な取組であると考えられる。

以上のように、地域支援事業は、介護予防、健康づくり、生きがいづくり及び社会参加を推進するための効率的な取組であると評価できる。

(政策等への反映の方向性)

地域支援事業が高齢者の介護予防、健康づくり、生きがいづくり、社会参加を推進するための有効かつ効率的な事業であるという評価結果を受けて、平成22年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。

(概算要求額:69,756百万円)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標 (達成水準／達成時期) ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）						
	H16	H17	H18	H19	H20	
1 地域包括支援センターの設置保険者数 (全保険者に設置／平成20年度)	— 【—%】	— 【—%】	1,483 【87.8%】	1,640 【98.2%】	1,657 【100.0%】	
(調査名・資料出所、備考) 1 地域包括支援センターの運営状況に関する調査（老健局振興課）						

関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成 21 年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：老健局老人保健課

事業名	継続的評価分析等に要する経費
政策体系上の位置付け	<p>基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p> <p>施策目標3-1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること</p>
事業の概要	予防給付サービス等の実施状況等について、各市町村や介護サービス現場における定点観測や定期的な報告によるデータを集積し、介護予防の効果を分析・検討する。
【評価結果の概要】	
(1) 有効性の評価	<p>有効性の評価</p> <p>平成18年度～平成20年度の3年間にかけて、継続的評価分析支援事業を全国の83市町村において実施した。当該市町村においては、定型フォーマットの調査票を用いて、予防給付サービス等の対象者に対して、受けたサービスの内容や心身の状態等に関する詳細な情報の聞き取り調査を3ヶ月に1回実施した。また、調査により集積した情報を、国で開発した専用システムを使用して、国に報告した。</p> <p>国においては、平成18年度～20年度にかけて、予防給付サービス等の導入にあたっての効果を分析する必要があり、統計的な分析はもちろん、効果把握のための様々な手法が必要となるところ、有識者、自治体職員等で構成された介護予防継続的評価分析等検討会を開催し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査票の内容等 ・事業の実施状況についての報告等 ・(人・月)法を用いた予防給付サービス等の効果的分析等 <p>※(人・月)とは、人数と特定の状態であった期間を掛け合わせて算出した指標。</p> <p>要介護度が悪化した者の発生した人数に加えて、悪化後の期間の長さについても評価し、予防給付サービス等の導入前後において、(人・月)の割合がどのように変化するかを分析した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防給付サービス等の定量的な効果分析等 ・介護予防施策導入に伴う費用対効果分析等 <p>といった観点から議論された。</p> <p>こうした分析の結果、定量的に効果をみることができる手法等を決定し、予防給付サービス等の効果を分析することができた。</p> <p>なお、介護予防の効果については、予防給付サービス等の導入前においては、要支援の者1,000人中389人が1年後に悪化していたのに対し、予防給付サービス等の導入後では、要支援1の者1,000人中234人が1年後に悪化するという結果になつておらず、予防給付サービス等の導入により悪化者の発生率が40.0%減少することが確認された。</p> <p>また、特定高齢者施策の導入前においては、特定高齢者候補者1,000人中56人が1年後に悪化していたのに対し、特定高齢者施策の導入後では、特定高齢者1,000人中49人が1年後に悪化するという結果になつており、特定高齢者施策の導入により悪化者の発生率が11.4%減少することが確認された。</p> <p>費用分析においては、要支援1の者や特定高齢者の者1,000人を1年間追跡した場合にかかる費用について、予防給付サービス等の導入前後で比較したところ、予防給付サービス等の導入により、要支援1の者については約10万7千円、特定高齢者については、約2万円の費用が減少することが確認された。</p> <p>これらの結果から、平成18年度に導入された予防給付サービス等の効果や費用対効果が、客観的なデータにより検証された。</p> <p>このように予防給付サービス等の定量的効果及び費用対効果が、科学的データに基づき検証されたことから、本事業は有効であったと評価できる。</p>
(2) 効率性の評価	<p>効率性の評価</p> <p>本事業の実施にあたっては、介護予防の効果の分析・検討にあたって、実際に介護予防サービス等を実施する市町村のデータを収集した。また、効果の分析にあたっては、統計的分析のほか、効果把握のための様々な手法が必要になるが、本事業では、有識者・自治体職員等で構成された介護予防継続的評価分析等検討会において議論した結果、制度導入という効果分析にあつては非常に困難な時期にあつて、定量的に効果をみることができる手法等を決定し、介護予防サービスの効果を効率的に分析することができた。</p> <p>また、本事業を全国の83市町村で平成18年度～平成20年度の3年間にわたり実施し、参加市町村の地域包括支援センターにおいて、介護予防サービス等の受給者に対して、3ヶ月毎に、心身の状況やサービスの受給状況に関する調査を行い、そこで集積されたデータは、国に報告された。報告にはダイヤル回線を使った専用システムが使用され、各市町村に蓄積された膨大なデータを迅速に送信することができ、国において即時に閲覧することができ、効率的なデータの集積・分析を行うことができた。</p> <p>このように、本事業は、効率的に実施されたものと評価できる。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	

(政策等への反映の方向性)

「継続的評価分析支援事業」を3年間にわたり実施したことにより、平成18年度に導入された予防給付サービス等の効果や費用対効果を客観的なデータにより検証することができた。この結果、本事業の当初の目的が達成されたことから、本事業は平成20年度をもって終了する。

一方、介護予防事業については、引き続き、より効果的・効率的な実施方法を検討し、事業内容の見直し・改善を図ることが必要であることから、平成21年度より、「介護予防実態調査分析支援事業」を実施する。本事業においては、より効果的・効率的な実施方法を取り入れた介護予防モデル事業を実施し、その効果を検証することとしている。

(概算要求額:一百万円)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標

(達成水準／達成時期)

※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）

	H16	H17	H18	H19	H20
1 調査対象人数 (前年度以上／毎年度)	— 【-%】	— 【-%】	15,681 【-%】	25,007 【59.5%】	集計中 【-%】

(調査名・資料出所、備考)

介護保険事業費補助金実績報告

H20年度の指標はH21年8月頃集計予定

関係する施政方針演説等内閣の重要な政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)